

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年8月30日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

フェンプロパトリン及びプロクロラズ

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和3年2月9日（火）～ 令和3年3月10日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1通
- ・郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 1件

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできませんが、実態上は、適切な農薬使用のもとであれば、安全係数 100 で除しているのので「被害のおそれはない」として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきています。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例とも言えます。</p> <p>この案件自体は、「農薬を通常通り使用していれば、河川に流入する量は極めて少なく、人の摂取限度量には達しない」ということで、「使っても大丈夫」という結論になっています。</p> <p>単品で見ればそうかもしれませんが、数百種類の農薬成分、数千種の農薬使用が許されている我が国では、100 の安全係数など吹っ飛ぶ状況ではないでしょうか？</p> <p>いつまでも、「複合影響の検証は、その方法が確立されておらず・・・」などという、言い訳を使わずに、農薬取締法の趣旨に立ち返り、100%の安全性が確認されるまでは、農薬使用は禁止にしてください。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって公共用水域の水質の汚濁が生じ、人畜に被害を生じるおそれがない濃度として設定されており、農薬の使用に伴い予測される人畜へのばく露量が基準を超過する場合には、農林水産大臣はその農薬の登録を拒否しなければならないこととされています。</p> <p>また、環境省ではリスク管理措置として、各農薬について、PEC が基準値の 10 分の 1 を超える場合には、河川中濃度のモニタリング調査を実施するとともに、当該農薬の河川水中濃度が水濁基準値を超過していることが確認された場合には、必要に応じて農薬の使用方法に係る指導の徹底等、必要な措置を講じることとしています。</p> <p>なお、複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものではなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>